

難民サポート報告

2006 (中間報告)

難民サポーター・緊急ファンド

難民サポーター、寄付者のみなさま

2005 年のご支援ありがとうございました。ここに、昨年7月からの報告をさせていただきます。今後ともどうぞ宜しくお願い致します。

軍事政権の支配の下、緊迫した状態が続くビルマ（ミャンマー）出身者がその半数以上を占めましたが、コンゴ民主共和国など一部のアフリカ地域の情勢悪化も受け、アフリカ諸国出身の難民からの相談も引き続き増加傾向にあります。また、2005 年後半からは、地域の不安定化を背景に、スリランカ、パキスタン、バングラデシュ、ネパールなどビルマ（ミャンマー）以外のアジア諸国出身者からの相談も多々ありました。

JAR 上半期相談件数 (2005 年 7 月～12 月)
・事務所での相談件数：のべ 395 件
・訪問した難民の数：150 人

今年も難民支援協会（JAR）では、こうした難民申請希望者に対して、難民申請に関する情報提供などの法的支援と緊急の宿泊施設の手配などの生活支援を同時並行で行いました。また、緊急の状態が落ち着いた後も、JARでは難民申請希望者の手続段階または生活状態にあったカウンセリングを継続し、2005 年後半には、来日以降、JARが中心となって支援を続けてきたアフリカ地域出身者の難民認定をはじめ、在留特別許可取得など多くのうれしい報告を受けることができました。

2005 年 5 月の改正入管法施行以降、難民申請中に收容されるケースはなくなり、長期に渡り收容される庇護申請者数は減少傾向にあります。夫の收容により残された母子が不安な生活を余儀なくされる例は後を絶ちません。また、收容後、仮放免を受けられても、仮放免中の就労は禁止されているため、仮放免後の住居、生活費などについても多くの相談を受けました。特に、公的支援を一切受けられない裁判中の庇護希望者の状態は深刻です。そういったケースについて、生活支援担当は住居、生活費、医療の全ての面に対応を迫られます。そのような中、NGOで食料支援を行っているセカンド・ハーベスト・ジャパンとの新たな協力など、他団体との連携の下、住居や生活費などに関する民間支援や医療へのアクセスに努めました。しかし、恒常的な解決策が依然として課題となっています。その他、新生児の誕生も相次ぎ、生活担当がその都度病院・地方自治体との調整などにあたったのも今期の特徴です。

9 月末以降、難民認定申請者の査証に関する実行に変化が見られ、申請から 6 ヶ月経過している人については、就労が許可されるようになりました。これにより、既に何名かは就労許可を受け、難民認定申請者の生活安定・自立への一歩として、JARでもこの前進を歓迎しています。しかし、現実には言語の問題のほか、ビザが 3 ヶ月毎の更新と期限が限られているため、就職活動が難航しており、支援やモニタリングが必要な状況は続いています。
(伴 めぐみ：難民アドバイザー)



緊急ファンド：

日本で生活していくために必要なお金に困っている難民への支給を目的として、2000 年 12 月に設立した基金です。

ケース①認定ケース（Aさん 20代男性 B国）

AさんはアフリカのB国出身。昨年12月、異議申立てを経てようやく難民認定されました。祖国で人権NGOの職員として働いていたAさんが、迫害を逃れて日本にたどりつき、着の身着のまま事務所を訪れたのは、2004年11月のこと。やつれ果て、泊まるどころのなかったAさんにJARから宿泊費として6,000円を支給しました。その後、法的支援担当者が聴き取りを行なった上で、難民認定を受けるための十分な法的支援も提供されました。

また、小林、広瀬両弁護士に受任を依頼しました。そして、本人、弁護士との打ち合わせを何度も繰り返し、300ページにもおよぶ膨大な提出資料の作成を支援しました。Aさんには認定されるまでその後、5回にわたり28,000円の緊急ファンドが執行されましたが、大半は、打ち合わせにくるための交通費を捻出する経済的余裕すらないAさんに交通費その他をまかなう目的で支給されました。

「Aさんの主張を直接証明する資料が入手できず、Aさん自身の供述と、B国の当該地域の政情、迫害の状況の資料が重要でした。B国の状況について、JARが資料収集に大変積極的にかかわってくれ、また、英文、仏文の膨大な資料もすべて協会が和文訳してくださいました。また、何度も打ち合わせのすべてに、協会の担当の方も参加され、私も弁護士と良いチームをつくることができました。協会の支援なしには、この困難な異議手続きを成功させることはできませんでした。」と広瀬弁護士は語っています。

今回、サポーター報告へAさんより次のような感謝の言葉と近況報告を寄せてくれました。



認定の結果を受けた直後に、報告にきてくれた

I am very thankful to JAR for the financial support they had given to me during the time of emergency. It really helped me to adjust my weak budget I had during that time... I think that it will be very helpful if you continue with such emergency support to those who are still under the process (asylum seekers) as you did to me. I would like to show my gratitude not only to JAR but also to the people who are donating money to JAR, KEEP YOUR GOOD WORK ON... and may my GOD BLESS YOU ALL.

Right now am in the process of integration in the Japanese community which is not an easy process but am trying my best to make it happen by learning the language (Nihongo) and making new friends within the community. Also am working toward my vision cause my dream is to become one day a PEACE maker and RECONCILIATOR (conflict resolution) around the world and Africa in particular. Reason why I have a plan of going to University and make my Education more higher in order to accomplish my dream. That's why I need a Scholarship which can support my Education. my best regards A

私が緊急の支援を必要とするときに、経済的に支えてくださったJARのみなさんには、本当に感謝しています。緊急ファンドは、当時限られた収入状況の中でやりくりしなくてはならなかった私にとって、大きな支えとなってくれました。私は、みなさんが、私にくださったような緊急支援を今後も（難民申請）手続中の人達に対しても続けてくださることが、彼/彼女らにとって大きな支えになるであろうことを確信しています。私のこの感謝の気持ちをJARならびに、JARに寄付してくださったみなさまに捧げたいと思います。どうぞみなさま、このすばらしい事業をこれからも続けてください・・・そして、神の恵みがみなさんとともにありますように。

現在私は、日本社会にとけこむため日々努力しています。それは私にとって決して容易なことではないのですが、言葉の学習（日本語）や新しい友人作りを通して社会生活に馴染めるようがんばっています。同時に、私は将来いつの日か世界中、特にアフリカにおいて平和づくりや紛争の調停に携わりたいという目標を持っています。私はこの夢を実現させるために、大学へ進学して高等教育を受けたいと考えています。私は今、大学への進学を支えてくれるような奨学金をぜひとも必要としています。

みなさまに敬意をこめて A

難民申請中、一時は精神的に不安定になることもあり、「先のことを考えると不安で眠れない」、「日本での生活が辛い」と訴えていたAさん。今では見違えるほどに元気になり、会うたびに将来の夢について語ってくれるようになりました。Aさんが大学進学を果たし、いつの日か将来アフリカの平和に貢献するという夢を実現できるよう応援しています。

ケース②訴訟中ケース(Cさん 30代男性 D国)

“Protection, I want only this one” (保護。私がほしい唯一のもので。)

家庭訪問での聞き取りで、今一番必要なものは何か？との問いに、Cさんは力強く答えました。收容される以前も生活の困窮が続き、何度か緊急ファンドを出していましたが、1年以上の收容から仮放免された後も何ヶ月もの厳しい生活が待っていました。何とか友人宅に間借りをさせてもらったものの、仮放免直後から、生活費がないとの相談が続きました。

Cさんの政府への難民申請は全て終了し、訴訟中でした。ビザ(在留資格)もなく訴訟中の方は、公的な支援は一切なく、その他の社会資源も一切ありません。国民健康保険にも入れず、就労も非常に困難な上、同国出身の難民コミュニティがないため個人的な支援もなく、必然的に困窮してしまう環境で、JARを訪れるための電車代もない状況でした。

そのため、一時的な支援の他、長期的な支援プランが必要だと考え、他団体に連携を依頼しました。就職先は見つからず、わずかな支援金での生活が続きましたが、セカンド・ハーベストより食糧の現物支給を受けることができました。また、その後困窮のために、部屋を無料で貸してくれていた友人に負担がかかる

ことから、難民支援連携団体がもつシェルターに入居となりました。

何よりも送還を恐れているCさんは、仮放免で働いて再び收容されるのではないかと不安が強く、不安定でもあります。今もJARを含む数団体が1ヶ月1~2万円ほどの支援を行い、ぎりぎりの生活を支えています。

Cさんのような訴訟中のケースについては、同様に困窮することが多く見られ、今後解決すべき課題でもあります。緊急ファンドの重要性が見られる一方、訴訟中の公的支援が一日でも早く実現することが望まれます。

●Cさんへの緊急ファンド執行使途

生活費 48,000 円、住居費 45,000 円、交通費 1,080 円 (増山 聖子:難民アドバイザー)



收容への恐れを訴える難民
(本文とは関係ありません)

ケース③申請中のGさんを支えたHさん

昨年入管法が改正され、制度面では改善が見られましたが、難民申請者の生活は依然として厳しい状況にあります。一方で最近では、会員の方や、「難民アシスタント養成講座」の修了生に、実際の支援に関わっていただくこともあり、支援の裾野が少しずつ広がりはじめていることを実感しています。

中でも、長期收容からの仮放免という最も困難なケースを支援していただいたことがありました。この難民Gさんは3年近くの收容の末、仮放免許可を得ました。しかし、收容中に頭痛や不眠を訴えたことにより、1日に約30錠の薬を処方され、放免時には大量の服薬の影響か、顔はパンパンにふくれあがり、足元もおぼつかないような状態でした。

そのような体調でひとりで住ませるには危険がありました。いつもお世話になっている都内のシェルターも満室で受け入れ先が無く困っていたときに、群馬県のあるカトリック教会をご紹介いただきました。この教会では、日本人、外国人を問わず、犯罪に手を染めてしまった青年を預かり、教会内の施設で寝食を共にし、更生を支援されていらっしゃいます。日本国内で難民を

直接支援されたご経験はありませんでしたが、強行にお願いし、受け入れていただきました。更に心強い味方として、設立当初よりJARを支えて下さり、群馬県を中心に長年外国人支援をされている当協会の会員がこの教会の信者様であり、青年の支援にも携わられており、Gさんの支援の中心的存在となっていただきました。

仮放免後も、不眠や悪夢などに悩まされていたため、教会の神父様やこの会員の方に病院に毎回同行していただいたり、精神面でも経済的にも、全面的にサポートしていただきました。寝食を共にしたことで、お世話になったGさんは心の平安を取り戻したと思いますが、その分、Gさんに関わった全ての方には多くのご苦勞をお掛けしてしまいました。しかし、もし教会や会員の方のサポートが無かったら、Gさんは收容され続けていたかもしれないし、放免されたとしても、困難な生活を強いられたに違いありません。Gさんを支えてくださった皆様には、いくら感謝してもしきれないほどです。もうこれ以上ご迷惑はお掛けできませんが、外国人支援の先輩として、皆様には今後ともご指導いただけたら、これほど嬉しいことはないと思っております。

会計中間報告 (中島美江: 経理)

I 難民への直接支援金

● 収入: 繰越金	872,745円
「緊急ファンド基金」	219,000円
● 支出:	106,120円

● 繰越金:	985,625円
--------	----------

II 難民相談事業等の支援金 255,000円

(難民相談事業を行なうためのスタッフの交通費、人件費、広報等の諸費用に繰り入れ活用しています)

難民サポーター募集!

難民サポーターとして今年もご支援いただき、誠にありがとうございます。

2005年に難民認定された人は46名と過去最高の人数となりました。また難民の高校、大学進学などうれしいニュースも多く飛び込んできました。

一方、認定されても外国人が就労するのは厳しく、依然として生活は苦しいという声が寄せられます。特に、未だ申請中の難民からの相談では、いつ母国に送還されるか分からない不安の中、ぎりぎりの生活を切り抜けているという状況が感じられることが多くあります。そのような中、難民の心を支えているのは、「難民サポーター」としてのご支援を通じた皆様一人一人からの暖かいお気持ちです。

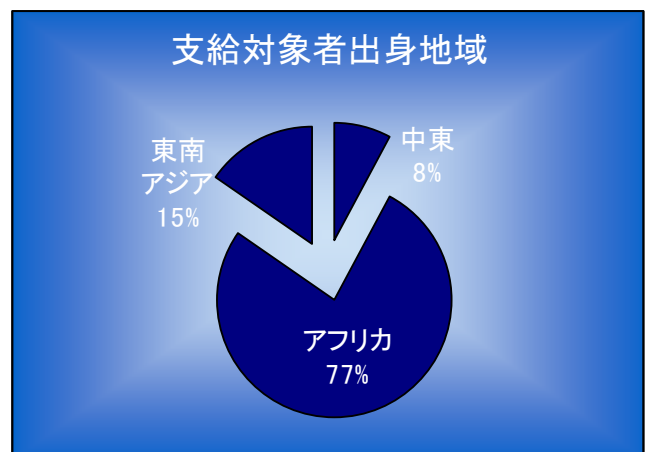
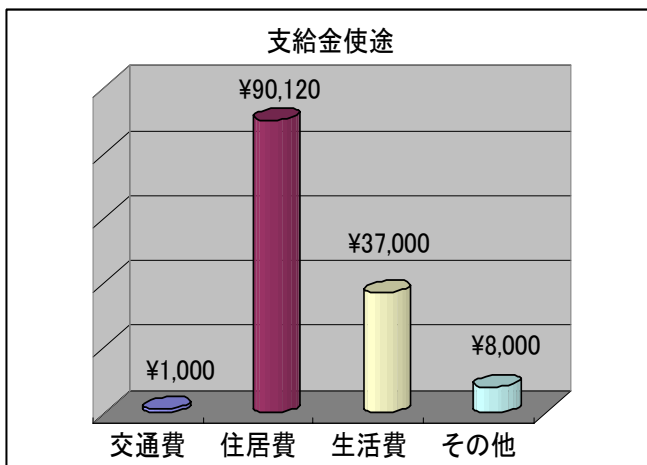
今回の緊急ファンド執行内訳を見ると、住居費への支給が多い傾向です。例えば、一定期間、シェルターや友人の難民宅に住まいを見つけたものの、期限があるため、または、友人も生活が厳しく出ないとならず、「その後泊まる先が見つからない」とJARに相談を寄せるケースもありました。同国出身の難民が近くにいる場合は、出身国コミュニティの中でお互い支えあった生活を送ることができますが、そのようなコミュニティが存

在していない場合、もしくはコミュニティに加わりたくない場合は、孤立し、支援団体に頼らざるを得ないという状況があります。

一定期間の住まいがあるうちに就職先を見つけ、自立した生活の準備を行えばいいのですが、制度上働けない、外国人の就労が難しいことがありその道のみは簡単なものではありません。

ひとりでも多くの難民が安心して生活を行い、本来持っている能力を生かして暮らしていけるよう、ぜひ今後とも多くの皆様のご支援をお願いします。

当協会でも、連携できる団体を探し、お米など食料品や石鹸などの生活用品の支給を行うなど、金銭的な支援に限りがあの中、難民の生活を支える方法を探っています。また、長期的な支援を目指し、専門家からの協力や相談体制の強化、動向や現状を把握するためのデータ分析など、さまざまな取り組みを行っています。ご関心のある方、お近くの方にもぜひ「難民サポーター」をご紹介ください。事務局より資料をお送りいたします。



特定非営利活動法人 難民支援協会

〒154-0015 東京都世田谷区桜新町 2-11-5

TEL: 03-5451-5051 0120-477-472 (難民申請フリーダイヤル) FAX: 03-5451-5052

Email: info@refugee.or.jp Website: <http://www.refugee.or.jp/>